

No 15

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 1 団体 未登録団体 1 団体 (区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。) まちづくりコンサルタント派遣：5 件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：0 件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	人に優しく、良質な都市空間及び居住環境の維持及び創造に資することを目的として「港区定住まちづくり条例」を全部改正し、住民発意のまちづくりについて規定を定めました。あわせて、住民のまちづくり活動を資金的に支援するため「まちづくり活動助成要綱」を活用しながら、地域のまちづくり活動を支援してしてきました。 芝地区においては、任意のまちづくり協議会1団体へのコンサルタント派遣を実施しています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) まちづくりの自主的な活動は、区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	10	5	50.0%
平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	10	5	50.0%	
令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	7	—	—	

指標から見た事業の成果
 地域住民発意のまちづくりに寄与しています。
 まちづくり協議会の組織登録を行っていない任意のまちづくり協議会が1団体あり、地域のまちづくり活動への支援を継続していく予定です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちづくりを目指す制度として活用されており、一定の効果을あげています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	512	100%	512	0	0	0	-29	0	483	130	27%
平成30年度	295	100%	295	0	0	0	0	0	295	130	44%
令和元年度	295	100%	295	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 現在登録しているまちづくり協議会については、今後大きな動きは報告されていないことから事業費については、現状維持と考えています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) まちづくりの自主的な活動は、区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには必要な制度です。今後も事業を継続し、区民が主体となって自ら考え進めることができるよう組織を支援する必要があります。

評価対象

事務事業名	芝地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要

事業の目的	<p>自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。</p> <p>安全・安心なまちづくりを進めるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。</p>
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CC以下） 自転車等利用者
事業の概要	<p>放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車等駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>放置自転車の問題が顕在化してきたため、平成12年に港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び施行規則を制定し、自転車等駐輪場の整備や放置禁止区域の設定、放置自転車の撤去などの総合的な取組を開始しました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 他の自治体(区)でも同様の事業を実施しています。民間では同様の事業はほとんど実施していません。事業実施について、公益性が十分にあります。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	464	446	96.1%	平成29年度	75,000	56,744	75.7%	平成29年度	2,135	1,880	88.1%
	平成30年度	446	646	144.8%	平成30年度	75,000	49,200	65.6%	平成30年度	1,880	2,056	109.4%
	令和元年度	646	—	—	令和元年度	75,000	—	—	令和元年度	2,056	—	—
指標から見た事業の成果	自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、年々放置台数は減少していますが、平成30年度は増加しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 事業は自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定とともに進めていくため、事業の実施手段は妥当かつ効果的です。快適な歩行者空間の確保に効果を上げています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	1,533	100%	0	0	0	1,533	0	0	1,533	1,051
	平成30年度	75,381	100%	0	0	0	75,381	0	0	75,381	71,533	95%	
	令和元年度	66,633	100%	0	0	0	66,633	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成30年度から支援部が行っていた放置自転車に関する巡回指導等の委託事業が5支所に移管されました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 自転車シェアリングによる放置自転車対策は途上であることや、機械式の駐輪場ではチャイルドシート付き自転車に対応していないなど課題はあるものの、現在の放置自転車対策が十分な成果を上げていることから、効率性は高いと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐輪場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。駐輪設備が整備されている区域においても、放置台数が増加しているため、今後も駐輪設備の整備を中心に、引き続き放置自転車対策事業を実施する必要があります。

評価対象			
事務事業名	芝地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱(昭和47年3月7日、46港建管発第22号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	私道の中には、常時一般交通の用に供しているものがあります。これらの私道の照度を確保し、夜間の安全性を向上させるため、防犯灯の設置及び撤去に要する費用を補助金として交付する事業を開始しました。この事業により設置が進み、現在は老朽化による取替え(撤去・設置)が申請の大部分を占めており、件数は多くありませんが、生活環境の確保に貢献している重要な事業です。				
評価	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">A 高い</td> <td style="width: 33%;">B どちらともいえない</td> <td style="width: 33%;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="width: 80%;">◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、必要な事業です。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	防犯灯補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	2	200.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	申請に対して速やかに助成をし、老朽化した防犯灯の建替などにより、私道の照度を常に維持することで、地域の安心安全が確保されています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成29年度は申請がなく、平成30年度は2件の申請がありました。申請件数には変動がありますが、区民の安全安心の確保のために効果のある事業です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	728	100%	0	0	0	728	0	0	728	0
	平成30年度	729	100%	0	0	0	729	0	0	729	639	88%	
	令和元年度	743	100%	0	0	0	743	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	申請に対して速やかに助成をし、老朽化した防犯灯の建替などにより、私道の照度を常に維持することで、地域の安心安全が確保されています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。												

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に区民の声に耳を傾け現状の把握に努めながら、安全安心の確保のために、本事業は今後も継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	芝地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創造		

事業概要	
事業の目的	「港区みどりを守る条例」の基準に基づき、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹木制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施工規則（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	都市化の進展に伴い、樹林地やゆかりある樹木の減少が進んでいたため、樹林や管理に要する所有者の負担を軽減することで、樹木や樹林の減少を防ぎ、緑の保全と、まちなみ景観の形成を進めることとしました。区内全域で指定は進展して、近年では件数は概ね維持されています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性													
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	指定保護樹木・樹林			指標2	保護樹木指定本数(本)			指標3	保護樹林指定面積(生垣含・㎡)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	25	24	96.0%	平成29年度	96	96	100.0%	平成29年度	46,301	46,301	100.0%
	平成30年度	24	25	104.2%	平成30年度	96	97	101.0%	平成30年度	46,301	46,301	100.0%
	令和元年度	25	—	—	令和元年度	97	—	—	令和元年度	46,301	—	—

指標から見た事業の成果 平成30年度は樹林の分割があり所有者変更のため樹林が1件増となりました。地域にゆかりのある樹木・樹林が保護され緑の保全が進められています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区が補助金を出すことで継続的な維持管理が可能になるとともに、制度を理解していただくことで効果的な緑化事業が進められています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1,186	100%	1,186	0	0	0	0	0	1,186	1,090	92%
	平成30年度	1,169	100%	1,169	0	0	0	18	0	1,187	1,140	96%
	令和元年度	1,170	100%	1,170	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 事業費の内訳は補助金の割合が大きいです。保護樹木の分割や追加申請があるように、地区内の保護樹木・樹木の減少を防いでおり、指定された樹木・樹木の保護に寄与しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 補助金の交付によって保護樹木・樹木を保全を行うことで区民の良好な生活環境の確保に寄与しているため、コストに見合う成果が得られています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

保護樹木・樹木は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、または枯渇による樹木に伐採が発生しています。地域にゆかりのある樹木・樹木を長期間保全していくためには、今後も助成活動による所有者の負担軽減を継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	芝地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	<p>植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。</p> <p>区民が育ててきた樹木（庭木）を、引越や増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合、その樹木を引取り、希望者にあっせんすることで大切な緑の普及啓発と活用を図ります。</p>
事業の対象	区民
事業の概要	<p><植木市> 苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木等の無料配布及び緑の相談を実施しています。</p> <p><園芸講座> 緑に関する知識の習得の機会として、5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。 なお、費用については受益者負担（1,000円）を徴収しています。</p> <p><グリーンバンク> 区民が大切に育ててきた樹木（庭木）を活用できるように引取り、一時的に区の苗圃に移植します。また、希望者には引取った樹木をあっせんします。</p>
根拠法令等	<p>港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行）</p> <p>港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）</p>

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>平成28年度の事務事業評価において、緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行うよう付帯意見が付され、平成29年度に敬老・誕生鉢植えの配布を廃止しましたが、平成29年度事務事業評価において、改善が見られないとの意見を受けたため、緑に関する知識習得に機会を増やすために園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くするなど緑化普及啓発事業を再構築しました。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</p> <p>◎</p> <p>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>区が開催することにより、区民が安心して気軽に緑化の事業に参加でき、また緑化への関心のきっかけづくりになる事業となるため、今後も事業の継続は必要です。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	園芸講座参加人数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	25	14	56.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	62	103.3%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度から開催回数を増やし、開催回ごとに内容を変更するなど参加者の選択肢を増やし実施したことで、参加人数が大幅に増えています。特に親子での講座の参加者が増えました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。事業実施後に参加者から、「是非また参加したい」、「緑化に対する意識が向上した」などの声がありました。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	2,302	97%	2,242	0	0	60	0	0	2,302	1,548	67%		
令和元年度	2,173	97%	2,113	0	0	60	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた事業内容を見直したことで、事業費が削減されました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業費は削減されましたが、講座の参加者が増えているので、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげているため、費用対効果が高く効率性が高いと言えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	植木市は、緑への関心を高めるきっかけづくりとして、多くの世代が来園しているため需要がかなりあります。 園芸講座には緑化に興味を持つ方や過去に講座へ参加された方が再度知識取得のために参加することもあり、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。平成30年度には、親子で体験する講座も開催し普及啓発を進めました。これまで実施内容の検討および準備について、本年度は委託することで専門的な知識を活用し実施します。 今後は、より効率的な事業の実施に向けて、緑化に関する知識をもった公園指定管理者が同様な講座を実施していることから、より一層の多世代への関心を高める内容を企画し緑化知識取得の場として充実させるため、専門知識の活用も見据え、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう、令和3年度を目標に事業の転換を図っていきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	